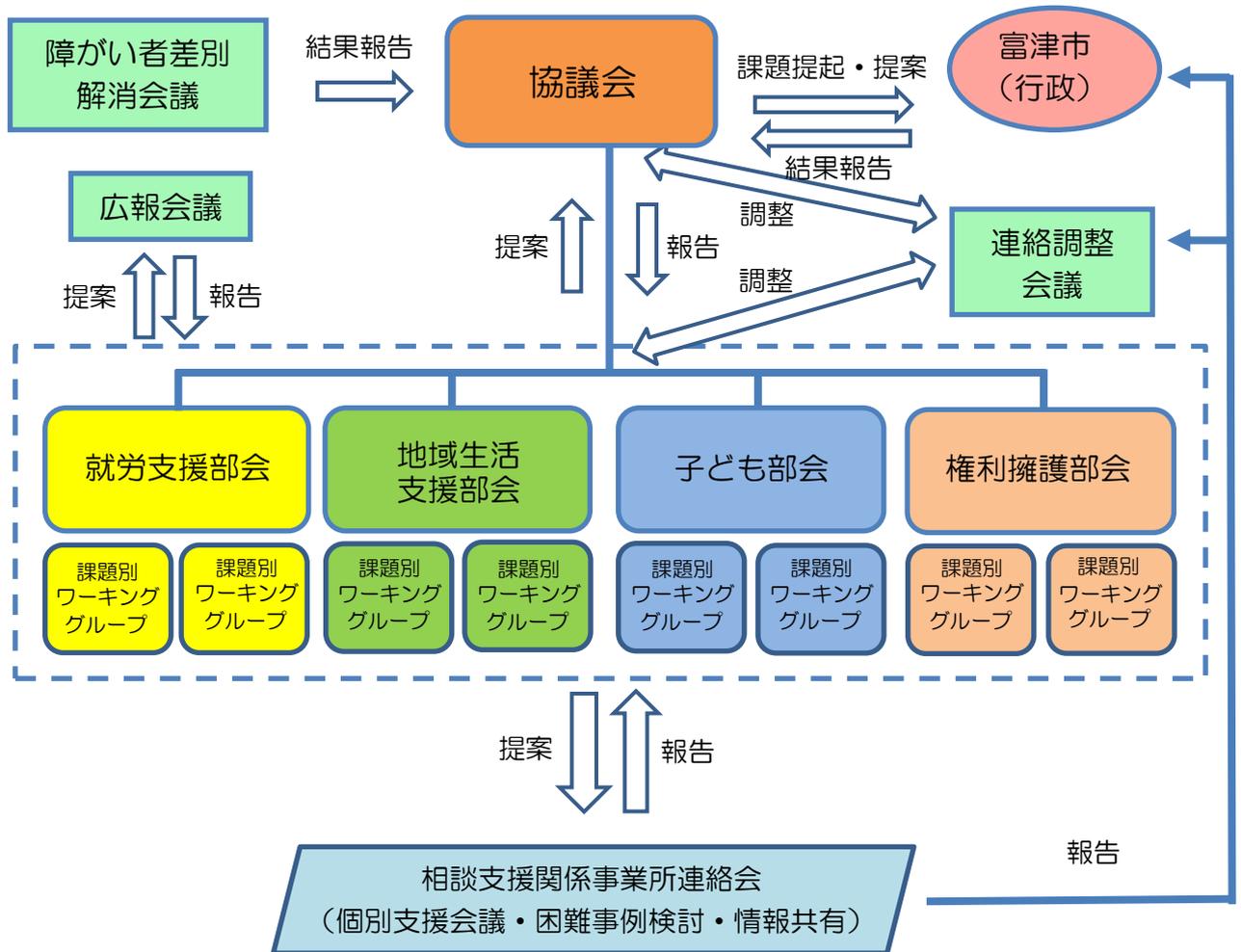


富津市障害者総合支援協議会 基本構成図



富津市障害者総合支援協議会とは・・・

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障がい福祉サービスを円滑に実施するために設置され、年齢・性別・状態等を問わず、誰にとっても住みやすく、生活しやすいまちづくりを目指す協議会です。

この協議会は、医師、障がい当事者、障がい福祉サービス事業者、民生委員、教育機関、行政機関等の様々な関係機関の方により構成され、障がいのある方（そのご家族）に関する支援策等を中心に協議しつつ、障がいのある方（そのご家族）とあらゆる周囲の環境・地域との接点で潤滑油のような役割を果たします。

会議・部会 名称		開催	協議・検討内容
協議会		年2回予定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること ○障がい福祉サービスの円滑な実施に関すること ○地域における相談支援体制の整備に関すること ○障がいの差別に関すること ○その他、障がい福祉サービスを円滑に実施するために必要と認められること
連絡調整会議		2か月に1回 予定	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能 <ul style="list-style-type: none"> ・各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認 ・研修の企画、調整 ・市内社会資源状況の調査 ・会長から指示のあった事項の検討
障がい者差別 解消会議		必要に応じて	○障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること
広報会議		必要に応じて	○広報に関すること
部会	就労支援 部会	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて ○研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労困難者および市内企業（障がい者雇用）に対する調査・研修に関すること ○障がい者一人ひとりの適性にあった就労支援を効果的に推進するためのシステムづくりに関すること ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○その他、障がい者就労のために必要となる事項に関すること
	地域生活 支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて ○研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○法律や制度等の社会資源に特化した調査・研修に関すること ○関係機関とのネットワーク構築（主に災害時の対応）に関すること ○その他、地域生活支援のために必要となる事項に関すること
	子ども 部会	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて ○研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児を地域で育てるシステム構築のための調査・研究に関すること ○ライフステージごとの各関係機関の連携を図るための調査研究に関すること ○その他、障がい児支援のために必要となる事項に関すること
	権利擁護 部会	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて ○研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止法に関する調査・研究に関すること ○権利擁護に関する地域課題の調査と整理 ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○権利擁護のために必要となる事項に関すること
相談支援関係 事業所連絡会		毎月1回予定	<ul style="list-style-type: none"> ○個別支援計画に関すること ○困難事例検討に関すること